

(ご参考：1/8) 日系企業・レストラン向け COVID-19 関連情報 (在シアトル総領事館)

ワシントン州日系企業・団体・レストラン関係者の皆様

いつもお世話になっております。在シアトル日本国総領事館経済班です。

本日の参考情報を以下のとおりお知らせします。

現在の危機的状況に鑑み、このニュースレターでは、多くの方にご利用いただける有益な情報の提供があった場合、情報元を示して掲示しています。なお、このことは、総領事館として、情報元の団体・個人をいかなる意味でも宣伝・推薦するものではないことを申し添えます。

本ニュースレターを追加で受け取りたい方が周りにいらっしゃいましたら、[こちらの登録フォーム](#)をご紹介ください。また、当地日系企業等に周知できる有益な情報などございましたらお知らせください。館内で確認し、公平・中立の観点から適切なものを本ニュースレター等で共有させていただきます。

【参考：在シアトル日本国総領事館：[新型コロナウイルス危機の影響を受ける中小企業・NPO・労働者への支援策一覧 \(12/15 更新\)](#)、[経済再開情報 \(新型コロナウイルス関係\) \(12/15 更新\)](#)、[新型コロナウイルス関連情報 \(全般的な情報\)](#)、[州保健局 新型コロナウイルス日本語ページ](#)】

[2020年日系企業実態調査](#)にご協力をお願いします (オンラインでも回答できます。所用時間は5分程度です)。

## 1. 経済再開・企業支援情報

(1) 1/5 ワシントン州知事による新たな経済再開ロードマップの発表 (概要は別添ファイルをご参照ください)

5日、インズリー知事は、州の経済活動の再開に向け、これまでの経済再開計画 (“Safe Start”) や昨年11月16日から今月11日まで州内に敷かれた行動規制とは異なる、2フェーズで構成されたロードマップ (“Healthy Washington” Roadmap to Recovery) を公表。

同計画は、これまで州が適用してきた郡単位の4段階のフェーズ移行を取りやめ、州内39郡を8地域 (ウ項を参照) に分割し、複数の郡を含む地域単位で移行基準を当てはめフェーズ

(2段階)を移行させていく形式を採用している。同計画は、11日より実施される予定。地域分割に際しては、各地域の緊急医療サービス (Emergency Medical Services:EMS) が勘案されている。

#### ア 各フェーズ下で認められる活動

(当館注：これまでの行動規制では不可とされていた、屋内フィットネスや屋外エンターテイメント、動物園、水族館や映画館等が11日より、下記基準範囲内で可能となる。他方、レストランなど飲食業については、フェーズ1下では、これまでの規制から大きな変更は無い。)

##### (1) 自宅での集まり (屋内)

フェーズ1：禁止

フェーズ2：同世帯以外の世帯も合わせ計2世帯まで、最大5名まで。

##### (2) 自宅での集まり (屋外)

フェーズ1：同世帯以外の世帯も合わせ計2世帯まで、最大10名まで。

フェーズ2：同世帯以外の世帯も合わせ計2世帯まで、最大15名まで。

(3) レストランなどの飲食業等 (但し21歳以上のみを対象とした食事提供を行わない施設は、引き続き閉鎖とする。)

フェーズ1：屋内サービス提供禁止。屋外のみ、23時終業。1テーブル2世帯、計6名まで。

フェーズ2：屋内は収容可能人数の25%まで可、23時終業。屋外は、同上。

##### (4) 小売店 (ファーマーズマーケット、スーパー、コンビニや薬局等)

フェーズ1：収容可能人数の25%まで。店舗前の舗道等での受け渡しを推奨。

フェーズ2：同上

##### (5) オフィスワーク

フェーズ1：テレワークを強く推奨。不可の場合は収容可能人数の25%まで。

フェーズ2：同上

##### (6) 個人向けサービス

フェーズ1：屋内収容可能人数の25%まで。

フェーズ2：同上

(7) 屋内リクリエーション/フィットネス施設 (ジム、フィットネス、屋内プール、学校の体育館等)

フェーズ1：感染リスクの低いスポーツ (ダンス、非接触型武術、体操及びクライミング) は、練習目的で、1グループ5名まで可。予約制、1レッスン45分まで、1部屋1名までか、500/sq. ft 当たり1名まで。

フェーズ2：感染リスクの低いスポーツの競技実施可 (トーナメント不可)。フィットネス施設等の収容可能人数25%まで。

(8) 屋外スポーツ/フィットネス施設(屋外プールや、公園、学校の校庭等、野外活動が出来る場所全般)

フェーズ1: 感染リスクの低い・並のスポーツの練習可(トーナメント不可)。具体的には、狩猟、釣り、モータースポーツ、公園での活動、キャンプ、ハイキング、自転車、ランニング、スキー等。

フェーズ2: 感染リスクの低い・並・高いスポーツの競技実施可(トーナメント不可)。観客数も含め200名まで可。

(9) 屋内娯楽施設(水族館、映画館、コンサートホール、美術館、ボーリング場等)

フェーズ1: 個世帯(6名まで)での予約制/指定席。自由席は禁止。

フェーズ2: 収容可能人数の25%まで。飲食提供が伴う場合は、上記(3)の基準を適用。

(10) 屋外娯楽施設(動物園、屋外の水族館、スタジアム、屋外イベント会場等)

フェーズ1: 入場時間を指定したチケット制。同世帯以外の世帯も合わせ計2世帯まで、最大10名まで。

フェーズ2: 同世帯以外の世帯も合わせ計2世帯まで、最大15名まで。観客数も含め200名まで。

(11) 宗教サービス/行事

フェーズ1: 屋内収容可能人数の25%まで。

フェーズ2: 同上

(12) 冠婚葬祭

フェーズ1: 参列者は最大30名まで。式に付随する屋内レセプションは禁止。

フェーズ2: 式に付随する屋内レセプション可。その場合、会場の開催基準を遵守の上、飲食提供が伴う場合は、上記(3)の基準を適用、ダンスは禁止。

## イ フェーズ移行のための4つの基準

(1) フェーズ1から2への移行は、4つの基準(①10万人当たりの感染者数を過去2週間において10%以上下げる、②10万人当たりの入院患者数を過去2週間中において10%以上下げる、③ICU 病床占有率が90%以下、及び④感染率10%以下)を上記の地域毎で満たせば可。

フェーズ2に止まるために、各地域は、①過去2週間の10万人当たりの感染者数が減少又は一定、②過去2週間の10万人当たりの入院患者数が減少又は一定、③ICU 病床率が90%以下、及び④感染率10%以下、の4基準の内、何れか3基準を満たしていることが必要(4基準の内3基準が満たせなかった地域は、フェーズ1へ戻る)。

(2) 本計画の11日からの実施に際し、各地域は何れもフェーズ1からスタートする。フェーズ移行のタイミングは、州保健局が毎週金曜日に各地域による上記(1)の基準達成状況を公表し、それに沿って、原則として翌週月曜日にフェーズ間の移行が行われる。(直近では、1月8日に州保健局による各地域の基準達成状況が示され、基準を満たしていると判断された地域は、11日よりフェーズ2の活動が可。報道では、現時点でフェーズ2移行の要件を満たしている地域はまだないとされている。)

(参考) 州保健局 各地域の基準達成状況

<https://coronavirus.wa.gov/what-you-need-know/covid-19-risk-assessment-dashboard>

## ウ 各地域の内訳

- 中央(ピュージェット湾)地域: キング郡(シアトル市等)、ピアース郡、スノホミッシュ郡
- 東地域: スポケーン郡、アダム郡、アソーティン郡、フェリー郡、ガーフィールド郡、リンカーン郡、ペンド・オーレイル郡、スティーブズ郡、ウィットマン郡
- 北地域: アイランド郡、サンフアン郡、スカジット郡、ワットコム郡
- 北中央地域: シェラン郡、ダグラス郡、グラント郡、オカノガン郡、
- 北西地域: クララム郡、ジェファーソン郡、キットサップ郡、メイソン郡
- 南中央地域: ヤキマ郡、ワラワラ郡、ベントン郡、コロンビア郡、フランクリン郡、キティタス郡
- 南西地域: クラーク郡、コウリッツ郡、クリキタット郡、スカマニア郡、ワキアクン郡
- 西地域: グレイズハーバー郡、ルイス郡、パシフィック郡、サーストーン郡

## (2) 1/6 州保健局 ワシントン州ワクチン接種計画を更新

医療従事者・長期ケア施設の住民などを対象としたフェーズA1・A2後の接種計画として、次にリスクが高い者を対象としたフェーズB1-B4までの接種計画を公表。これら以外の者のワクチン接種は5月以降とし、その後のフェーズ対象者に関する情報は今後開示予定とした。

<各フェーズの接種見込時期と対象者>

- ・A1、A2(2020年12月): ハイリスクにある医療従事者、ハイリスクにある初期(緊急)対応者、長期ケア施設の住民、リスクがあるすべての医療従事者
- ・B1(2021年1月): 70歳以上、複数世代で同居している50歳以上
- ・B2(2021年2月): 必要不可欠な特定分野に従事し、ハイリスクにある50歳以上(特定分野: 農業、食品加工、食料品店、K-12の教職員、保育、更正施設、刑務所、拘置所、拘留施設、公共交通機関、消防署、法執行機関)
- ・B3(2021年3月): 合併症または基礎疾患を複数もつ16歳以上

・B4 (2021年4月) : ①必要不可欠な特定分野に従事する、ハイリスクな50歳未満(特定分野はB2と同じ)、②集団生活を行う人、職員、ボランティア(更正施設、障害を持つ人のグループホーム、集団環境で居住しているまたはそのような環境でサービスの提供を受けるホームレスの人)

<https://www.doh.wa.gov/Emergencies/COVID19/Vaccine>

### (3) 12/30 カナダ政府 航空便での入国に際し、コロナ検査及び陰性証明を求める

1/7(木) 12:01AM (EST) より、5歳以上のすべてのカナダへの航空便の乗客について、出国(搭乗)前に検査陰性結果を提示することが求められる。 出国の72時間前のPCR検査の実施結果が陰性である必要がある。陰性結果を受け入国を認められた場合でも、これまでと同様に14日間の義務的自己検疫を実施する必要がある。カナダへの旅行者は、政府に確認された自己検疫計画を保持し、専用アプリかウェブサイトを使って正確な連絡先や自己検疫計画を入国以前に提出しなければならない。違反した場合、法律に基づき、6ヶ月以下の懲役又は75万カナダドル以下の罰金が課され得る。

<https://www.canada.ca/en/transport-canada/news/2020/12/pre-departure-covid-19-testing-and-negative-results-to-be-required-for-all-air-travellers-coming-to-canada.html>

なお、陸路のカナダ・米国の国境については、現在のところ、1月21日まで米国からカナダへの入国制限を延長している。この措置は昨年3月21日に有効となって以来、度重なる延長により継続して維持されている。

<https://travel.gc.ca/destinations/united-states>

## 2 日本における水際対策の強化

1月8日～2月7日までの間、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の1都3県に緊急事態宣言が発出されました。同解除宣言が発せられるまでの間、すべての日本入国者に対し、出国前72時間以内のコロナ陰性証明書の提示が求められます。

### (1) 1/7 緊急事態宣言で1都3県にお願いする対策

飲食店に対する営業時間短縮要請を行うと共に、20時以降の外出自粛の要請、テレワークの推進などを行います。このほか、不要不急の外出や移動自粛の要請、イベント開催における人数上限・収容率・飲食を伴わないものとするなどの要件に沿った実施を要請。学校等についての要請はありません。

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

## (2) 1/8 日本入国に際しての対策強化

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発出に伴い、同解除宣言が発せられるまでの間、米国から日本へ入国するすべて（在留邦人含む）の方に対し、国籍を問わず、出国前 72 時間以内の検査証明書の提出が求められます（検査証明の提出は、1月13日午前0時（日本時間）以降に入国・再入国・帰国する方から対象となります）。日本国籍者の場合、検査証明書を提出できなくても入国は可能ですが、検疫所が確保する宿泊施設等で待機していただくことになります。

検査証明書の様式については、所定のフォーマットを使用するか、任意のフォーマットであっても、下記の情報を記載するようにしてください。必要情報が欠けている場合には、出入国管理及び難民認定法に基づく上陸拒否の対象となるか、日本国籍の方は検疫所が確保する宿泊施設等で待機を求められます。（なお、当館では、現時点において、当館管轄地域において、所定フォーマットや以下情報を記載して検査証明書を発行していただける医療機関を承知しておりませんので、各医療機関へお問い合わせください。）

<検査証明書に必要な記載情報>

- ① 人定事項（氏名、パスポート番号、国籍、生年月日、性別）
- ② COVID-19の検査証明内容（検査手法（所定のフォーマットに記載されている採取検体、検査法に限る）、検査結果、検体採取日時、検査結果決定年月日、検査証明交付年月日）
- ③ 医療機関等の情報（医療機関名（又は医師名）、医療機関住所、医療機関印影（又は医師の署名））
- ④ ①～③の全項目が英語で記載されたものに限る

・政府機関 HP こちら。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

[https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwataisaku\\_20210108.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwataisaku_20210108.pdf)

その他日本入国に関する詳細は厚生労働省『水際対策の抜本的強化に関するQ&A』を参照。

なお、上陸申請日前14日以内に入国拒否対象地域（1/5時点で米国含む）における滞在歴がある外国人について、特段の事情がない限り、上陸を拒否することとされています。詳細は法務省出入国管理庁のページ（特に『新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について』）をご参照ください。

※在留邦人の方は下記リンクも合わせて参照ください。

当館 HP : **【重要】** 日本国籍者も日本入国の際に検査証明が求められます

[https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/COVID\\_Test\\_Travel\\_JPN.html](https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/COVID_Test_Travel_JPN.html)

### 3. その他参考情報

#### (1) JETRO ビジネス短信

『米国が蒸留酒とワインの容量規制を緩和、焼酎など酒類の輸出に弾み』

12月29日、蒸留酒とワインの容量規制を緩和する連邦規則の最終案を官報で公示し、同日から施行した。これまで流通していた容量に加えて、蒸留酒は新たに700ミリリットル(ml)、720ml、900ml、1.8リットル(L)の4種類が、ワインは200ml、250ml、355mlの3種類が米国で流通可能な容器として認められた。焼酎や泡盛、ウイスキー等にとっては、今回の蒸留酒の容量規制緩和がさらなる米国への輸出拡大に向けた弾みとなると期待される。

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/01/602fdcdc02df3cee.html>

『米議会、大統領選におけるバイデン氏の勝利を正式に承認』

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/01/b9099fd19bd66d54.html>

『米第117議会が招集、民主党が僅差ながらも上下両院で多数派に』

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/01/bc59d8cf05b2f8f7.html>

『米政府、航空機補助金に関する対EU報復関税の追加対象品目を官報公示、1月12日から適用』

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/01/d3a51965da0e2f37.html>

#### (2) その他

○ (再掲) シアトル総領事館 <1月11日より日本食の日 (Japanese Restaurant Day) プロジェクトが始まります! >

お箸の形に似ている11に因んで、毎月11日は日本産食材サポーター店である日本食レストラン等の協力を得て、協力レストランでの特別メニューの提供や、SNSでの料理写真シェアによる抽選での賞品プレゼントなど、日本食文化や日本産食材を楽しんでいただく企画をご用意しています。詳細は以下サイトに掲載していきますので、是非ご参加ください。

<https://www.japaneserestaurantday.com>

#### 4. ウェビナー情報

(再掲) 1/9 シアトル商工会経済・文化部会主催 ウェビナー:「警察に職務質問されたら？」

[https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN\\_VZ7sMJshSHcF23v0K\\_HX8Q](https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_VZ7sMJshSHcF23v0K_HX8Q)

(再掲) 《カルフォルニア消費者プライバシー法改正解説ウェビナー》

日時: 2021年1月13日(水) 16:30~18:00 (PST/米国西部時間)

申込: <https://register.gotowebinar.com/register/448098679036280847>

引き続きよろしくお願いいたします。

\*\*\*\*\*

(注意点)

本情報は、ワシントン州の主要な行政機関や団体のウェブサイトの情報をもとに、その時点における当地日系企業・NPO・邦人労働者に役立つ情報を、皆様のご参考として迅速に日本語で届ける目的で発信しているものです。法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。実際の申請等にあたっては、該当するウェブサイトで最新の情報や詳細を直接ご確認ください。なお、当館として個別企業の申請書作成等の支援は出来かねますのでご容赦ください。

(免責)

本メール又は当館情報に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。

(領事メールについて)

当館では外国に3ヶ月滞在される在留邦人に対し、旅券法に基づく在留届、帰国・転出等の届出をお願いしております。本届出でメールアドレスをご登録いただいた方に対して、コロナに関する情報や各種安全情報を領事メールにてお送りしておりますほか、緊急時の安否確認を当館から行うためにも必要なものですので是非ご協力ください。詳細はこちらをご覧ください。

[https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/zairyu.html](https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/zairyu.html)

(Unsubscribe: 本日系企業支援関係メールについて)

当館が把握しておりますワシントン州日系企業にお送りしております。今後、本メールが不要な方はその旨ご返信をお願いいたします。

\*\*\*\*\*



Consulate-General of Japan in Seattle

701 Pike Street, Suite 1000

Seattle, WA 98101

206-682-9107